

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 貸付事業のご案内（募集要項）

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

この貸付事業は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金を貸付けることにより、就職や進学後の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

貸付対象者区分	要件	対象資金種類
進学者	次のいずれにも該当する方 ①大学等（※3）への進学を機に、児童養護施設等（※1）を退所した方又は里親等（※2）の委託を解除された方（※4） （児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された方も含みます。） ②保護者等からの経済的な支援が見込まれない方 ③大学等（※3）に在学する方	生活支援費 家賃支援費
就職者	次のいずれにも該当する方 ①就職を機に、児童養護施設等（※1）を退所した方又は里親等（※2）の委託を解除された方（※4） （児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった方も含みます。） ②保護者等からの経済的な支援が見込まれない方 ③就職している方	家賃支援費
資格取得希望者	次のいずれかに該当し、就職に必要な資格の取得を希望する方 ①児童養護施設等（※1）に入所中又は里親等（※2）に委託中の方 ②児童養護施設等（※1）を退所した方又は里親等（※2）の委託を解除された方（退所又は委託解除から5年が経過するまでの間）	資格取得支援費

※1「児童養護施設等」：岡山県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所をいいます。

※2「里親等」：岡山県内に居住する里親若しくは岡山県内に所在するファミリーホームをいいます。

※3「大学等」：学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校をいいます。

※4児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、退所又は委託解除後に生じた事由により貸付の申請を行うことができる場合があります。申請を希望される場合は、事前にご相談ください。

資金種類	貸付対象者	対象経費	貸付期間	貸付額
生活支援費	進学者	生活費	大学等に在学する期間	月額 50,000円
		※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合（※5）、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額（※6）を追加することが可能（以下、「医療費加算」といいます。）。		
家賃支援費	①進学者	家賃相当額 （管理費及び 共益費を含む）	①大学等に在学する期間	居住地の生活 保護住宅扶助 額を限度とす る。
	②就職者		②退所又は委託解除後から 2年を限度として就労し ている期間	
資格取得 支援費	資格取得希望者	資格取得に要する費 用の実費（※7）	貸付決定後に一括交付	250,000円 以内

※5「医療機関を定期的に受診する場合」：貸付の申請時点において医療機関に月1回以上受診することが今後3か月以上続く見込みがある場合をいいます。

- ※6「医療費などの実費相当額」：保険適用となる医療費の自己負担分（高額療養費制度等の医療費の自己負担分を軽減する制度を適用した場合には適用した後の額（制度の適用により還付される場合を含みます。））のことをいいます。
- ※7児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合及び岡山県の「入所施設児童等福祉対策費補助金」の施設児童等自立促進費が交付される場合には、当該加算及び補助金の額を控除した額とします。
- ※ 生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業との併用はできません。
- ※ それぞれの貸付について、申請は1回までです。

■ 貸付金の返還（返済）免除

- ※次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が全額免除されます。
- ※後記する「■ 貸付金の返金」における返金すべき額については、免除の対象とはなりません。

《進学者》

- 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除きます。）
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

《就職者》

- 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除きます。）
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

《資格取得希望者》

- 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつその日から2年間）引き続き就業を継続したとき。
（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除きます。）
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

■ 利子

無利子 ※ ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3.0%の延滞利子を徴収します。

■ 連帯保証人

- 原則として、行為能力者であり債務を弁済する資力を有する連帯保証人が1名必要です。
- 上記連帯保証人を立てられないやむを得ない事情がある場合には、連帯保証人を立てずに申請できる場合もありますので申請前にご相談ください。

■ 留意事項（申請者が未成年者である場合）

- 申請者が未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とすることができます。
- ※法定代理人の同意を得られずに貸付を受けた場合には、借受人（申請者）が成年に達した時点で、本資金の貸付契約を必ず追認（追認書を提出）していただきます。

■ 貸付申請の手続

申請は、自立支援資金借入申請書（※1 実施要綱 様式第1号）に次の書類を添えて、下記申請先へ郵送又はご持参ください。

※郵送の場合は、紛失等を防ぐために可能な限り簡易書留等でお送りください。万一、郵便事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※必要に応じて、聞き取り確認や下記の他にも追加書類の提出を求められる場合がありますので、予めご了承ください。

《進学者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)※被保険者等記号番号等にマスキングを施したもの、免許証(写)等〕
- ② 自立支援資金の借入に対する意見書(※2 実施要綱 様式第2号)〔児童養護施設等を退所された場合は児童養護施設等の施設長の意見書、里親等の委託を解除された場合は児童相談所長の意見書〕
- ③ 大学等へ在学していることが確認できるもの〔合格通知書、在学証明書等〕
- ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃(管理費及び共益費を含む。)が確認できるもの
- ⑤ 家賃支援費を借入れる場合で、他制度による家賃への支援を受けている場合には、利用額が確認できる書類
- ⑥ 個人情報の取り扱いに関する同意書 (※3)

《就職者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)※被保険者等記号番号等にマスキングを施したもの、免許証(写)等〕
- ② 自立支援資金の借入に対する意見書(※2 実施要綱 様式第2号)〔児童養護施設等を退所された場合は児童養護施設等の施設長の意見書、里親等の委託を解除された場合は児童相談所長の意見書〕
- ③ 就職していることが確認できるもの〔内定通知書、就業証明書等〕
- ④ 家賃支援費を借入れる場合は、1月あたりの家賃(管理費及び共益費を含む。)が確認できるもの
- ⑤ 家賃支援費を借入れる場合で、他制度による家賃への支援を受けている場合には、利用額が確認できる書類
- ⑥ 個人情報の取り扱いに関する同意書 (※3)

《資格取得希望者》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、学生証(写)、保険証(写)※被保険者等記号番号等にマスキングを施したもの、免許証(写)等〕
- ② 取得する資格の内容及び取得費用が確認できるもの〔募集要項(写)、入学要項(写)等〕
- ③ 自立支援資金の借入に対する意見書(※2 実施要綱 様式第2号)〔児童養護施設等に入所中又は退所された場合は児童養護施設等の施設長の意見書、里親等委託中又は委託を解除された場合は児童相談所長の意見書〕
- ④ 個人情報の取り扱いに関する同意書 (※3)

《連帯保証人》

- ① 本人確認書類〔住民票(写)※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、保険証(写)※被保険者等記号番号等にマスキングを施したもの、免許証(写)等〕
- ② 本人の所得が確認できるもの〔所得証明書、前年分源泉徴収票(写)等〕

《医療費加算を申請する進学者》

- ① 医療機関受診状況等申出書(医療費加算申請用)(※4 実施要綱 様式第17号)
- ② ひと月分の医療費の領収書の写し又は請求書の写し(保険適用後の自己負担額が確認できるもの)

(※1・2・3・4)の様式は、岡山県社会福祉協議会のホームページから印刷していただくか(※1・3は両面印刷)、下記までお問い合わせください。

■貸付けの決定

申請内容を審査の上、予算の範囲内において、自立支援資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面によりお知らせします。

※ 審査内容及び不承認になった場合の理由に関するお問合せはお答えできませんので予めご了承ください。

■交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた者は、交付申請書（実施要綱 様式第3号）に借用証書（実施要綱 様式第4号）及び口座振込申出書（実施要綱 様式第5号）を添付して、指定する日までに提出してください。

※借用証書に本人と連帯保証人が署名（本人が未成年であり法定代理人の同意が得られる場合には、法定代理人も署名）、押印（実印とし、印鑑証明書を添付）してください。また、収入印紙は本人負担となります。

※口座振込申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

■貸付金の振込

○貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

○生活支援費及び家賃支援費については、初回分の振込後は在学又は就業を確認の上、半期ごとに振り込みます。ただし、医療費加算については、上記確認に加え医療費の領収書の提出状況を確認の上、半期ごとに振り込みます。

■貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されることとなります。
（貸付金の返還事由に該当し、返還が開始されます。）

○進学者が大学等を退学したとき

○就職者が就職先を離職したとき

○進学者又は就職者が死亡したとき

○進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

○借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
（貸付金を貸付事業の目的以外に流用したとき等）

■貸付金の返還

次の場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を返還していただくこととなります。

○自立支援資金の貸付契約が解除されたとき

○自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

○資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき

○業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

○「■貸付金の返還（返済）免除」に規定する就業を継続する意思がなくなったとき

【返還の方法等】

○上記事由が生じた日の属する月の翌月から岡山県社会福祉協議会が返還決定時に定める期間内において、月賦又は半年賦の元金均等払方式又は一括払により貸付金を返還していただきます。

○返還期間は、生活支援費及び家賃支援費は貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内、資格取得支援費は2年以内を基準として決定します。ただし、上記返還基準の期間による返還月額又は返還半年額が返還額の下限（月賦の場合は月額3,000円、半年賦の場合は半年額18,000円を下限とします。なお、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費それぞれで下限の金額を判断します。）の金額未満になる場合は、下限の金額を下回らない期間以内を基準とします。

〔返還猶予〕

次の場合においては、返還を猶予することができます。

- 貸付けを受けた進学者が、貸付決定を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次に該当する場合
 - ・児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - ・大学等（大学院を含む）に在学しているとき
- 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

■医療費加算に関する貸付期間中及び貸付期間後の手続き

- 医療費加算の貸付けを受けている借受人は、医療費加算の貸付期間に医療機関を定期的に受診した際の医療費について、領収書の写しの提出と併せて毎月報告する必要があります。また医療費の自己負担分を軽減する制度の支給が決定した場合や医療機関の定期的な受診を休止する場合など受診状況について変更があった際にも、届出が必要です。
- 医療費加算の貸付期間が終了した後、医療費などの実費相当額を精算し、医療費加算の貸付期間又は貸付限度額を超える貸付けを行っていた場合には、医療費加算の貸付けを受けた金額から医療費加算の貸付限度額を差し引いた額について、下記「■貸付金の返金」のとおり返金いただきます。

■貸付金の返金

次の場合は、貸付金のうち岡山県社会福祉協議会会長が定めた金額を一括払いにより返金していただくこととなります。

- 貸付期間又は貸付額を超えて貸付けを受けたと岡山県社会福祉協議会会長が判断したとき

〔返還の方法等〕

- 上記事由が生じた日の属する月の翌々月以内の期間を基準として岡山県社会福祉協議会が返金期間を定め、その期間内において一括払により返金すべき額を返還していただきます。

〔問い合わせ先・申請先〕

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

電話 086-226-3544 ホームページ URL : <https://www.fukushiokayama.or.jp>